

賃上げ促進税制の強化

必須要件 (賃上げ要件)	上乗せ要件① 教育訓練費※2	上乗せ要件② (新設) 子育てとの両立・女性活躍支援※3
--------------	-------------------	---------------------------------

〔適用対象〕青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主 ※4
(その企業およびその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く)

継続雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※1
+3%	10%
+4%	25%

+

前年度比+10%
⇒税額控除率を
5%上乗せ

+

プラチナくるみん or
えるぼし三段階目以上
⇒税額控除率を 5%上乗せ

〔適用対象〕青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)または従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※1
+1.5%	15%
+2.5%	30%

+

前年度比+5%
⇒税額控除率を
10%上乗せ

+

くるみん以上 or
えるぼし三段階目以上
⇒税額控除率を 5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※5(新設)

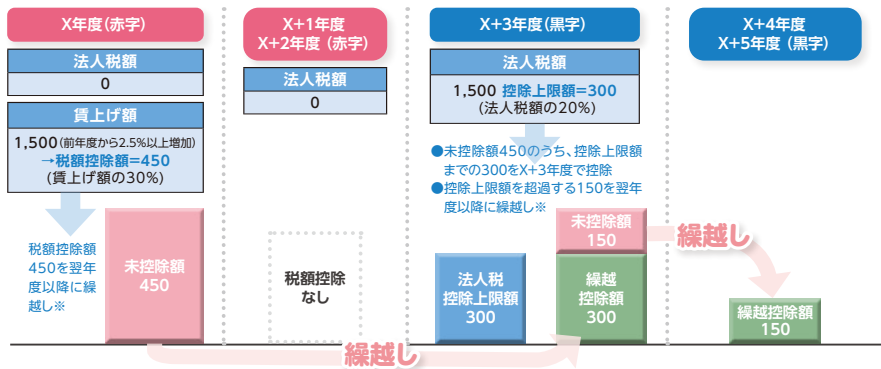
※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20% ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。 ※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定およびプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定およびえるぼし認定(二段階目～三段階目)については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定およびくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。 ※4 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表およびその旨の届出が必要。 ※5 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

※中小企業庁パンフレットを基に作成

繰越控除措置のイメージ

(単位:千円)

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

賃上げ促進税制が見直し！ 繰越控除措置の創設がポイント！

給与等の支給額が増加した場合の税額控除としての賃上げ促進税制が令和6年4月1日開始事業年度から見直しされます。改めてそのポイントを確認しましょう。

ちよっとお得なマネー&ライフ入門

第139回

岩田 まり子
Mariko Iwata



大阪シティ信用金庫提携のライオン橋税理士法人パートナー税理士。大阪商工会議所セミナー講師などを務める。

今回のポイント！

いつから対象となりますか？

法人の場合は令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始される事業年度から対象です。

個人事業の場合は令和7年から令和9年の各年が対象です。

5年間の繰越控除措置の創設！

赤字等の理由で賃上げの要件を満たしていても税額控除が使えなかった、使いきれなかった場合、その金額の5年間の繰越が可能となりました。

女性活躍と子育てに関する「くるみん」や「えるぼし」認定企業への上乗せ

一定の認定を受けている企業については税額控除率が上乗せされることとなりました。

記載漏れに注意！

繰越控除の創設により新事業年度からは必ず賃上げ促進税制のチェックを忘れないくださいね！